計画の位置付け

1 障害者計画及び障害福祉計画の関係について

◆障害者計画とは

⇒障害者基本法に基づき、障害者施策の基本的な方向性を定めるものです。

【障害者基本法第11条】

市町村は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状態等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

◆障害福祉計画とは

⇒障害者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業。 障害者総合支援法に基づき、各種サービスの需要見込みや達成目標を定めるものです。

【障害者総合支援法第88条】

市町村は、基本指針*に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

◆障害児福祉計画とは

⇒児童福祉法 (一部改正) に基づき、各種サービスの需要見込みや達成目標を定めるものです。(平成 30 年 4 月施行予定)

【児童福祉法第33条の20】

市町村は、基本指針*に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

*基本指針は、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制及び自立支援給付、障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、国が作成するもの。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

2 文京区障害者計画について

「文京区障害者計画」は、文京区基本構想に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定するものです。文京区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画の一つです。

文京区では、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及 び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的な計画として策定しています。